

静岡県人事委員会は、職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年8月31日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則7-1176

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則7-25）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第2 級別職務区分表（略）		別表第2 級別職務区分表（略）	
ア（略）		ア（略）	
イ 研究職給料表級別職務区分表		イ 研究職給料表級別職務区分表	
職務の 級	等級別基準職務表に掲げる職務と 同程度の職務	職務の 級	等級別基準職務表に掲げる職務と 同程度の職務
（略）		（略）	
4 4級	(1) 研究所の科長又は班長の職務 ア～オ（略） カ（略） (2)（略）	4 4級	(1) 研究所の科長又は班長の職務 ア～オ（略） <u>カ ふじのくに地球環境史ミュージアムの教授の職務</u> キ（略） (2)（略）
（略）		（略）	
ウ～ケ（略）		ウ～ケ（略）	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則7-25）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1 給料表の適用範囲（略）		別表第1 給料表の適用範囲（略）	
給料表	適用範囲	給料表	適用範囲
研究職 給料表	1～4（略） 5・6（略）	研究職 給料表	1～4（略） <u>5 富士山世界遺産センター開設 準備事務所に勤務し、富士山及 び世界遺産の研究業務に従事す る職員</u> 6・7（略）
（略）		（略）	
別表第2 級別職務区分表（略）		別表第2 級別職務区分表（略）	
ア 行政職給料表級別職務区分表		ア 行政職給料表級別職務区分表	
職務の	等級別基準職務表に掲げる職務と	職務の	等級別基準職務表に掲げる職務と

級	同程度の職務
(略)	
7 7級	(1) 本庁の課長、出先機関の長又は 困難な業務を行う出先機関の次長 の職務 (0-1)～(5-1) (略) (5-2) (略) (6-1)～(12-5) (略)
(略)	

備考 (略)

イ 研究職給料表級別職務区分表

職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
(略)	
3 3級	(1) 研究所の主任研究員又は主任の職務 ア～ウ (略) エ～キ (略)
4 4級	(1) 研究所の科長又は班長の職務 ア～カ (略) キ (略) (2) 研究所の上席研究員又は主査の職務 ア (略) イ 研究所の上席研究員又は主査の職務 (ア)～(ウ) (略)

級	同程度の職務
(略)	
7 7級	(1) 本庁の課長、出先機関の長又は 困難な業務を行う出先機関の次長 の職務 (0-1)～(5-1) (略) <u>(5-2) 富士山世界遺産センター開設準備事務所長</u> <u>の職務</u> (5-3) (略) (6-1)～(12-5) (略)
(略)	

備考 (略)

イ 研究職給料表級別職務区分表

職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
(略)	
3 3級	(1) 研究所の主任研究員又は主任の職務 ア～ウ (略) <u>エ 富士山世界遺産センター開設準備事務所の主任研究員の職務</u> <u>オ～ク (略)</u>
4 4級	(1) 研究所の科長又は班長の職務 ア～カ (略) <u>キ 富士山世界遺産センター開設準備事務所の教授の職務</u> <u>ク (略)</u> (2) 研究所の上席研究員又は主査の職務 ア (略) イ 研究所の上席研究員又は主査の職務 (ア)～(ウ) (略) <u>(エ) 富士山世界遺産センター開設準備事務所の准教授の職務</u>

	(エ)～(カ) (略)		(オ)～(キ) (略)
	ウ (略)		ウ (略)
5 5級	(1) (略) (2) 研究所の研究統括監又は部長の 職務 ア (略) イ 県立美術館の学芸課長の職務 (ア)・(イ) (略)	5 5級	(1) (略) (2) 研究所の研究統括監又は部長の 職務 ア (略) イ 県立美術館の学芸課長の職務 (ア)・(イ) (略) <u>(ウ) 富士山世界遺産センター開 設準備事務所の学芸課長の職 務</u>
	(ウ)・(エ) (略)		(エ)・(オ) (略)
(略)		(略)	
ウ～ケ (略)		ウ～ケ (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年9月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。